

民間投資活性化等のための税制改正大綱

平成 25 年 10 月 1 日に決定されました来年 4 月以降の消費税率引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、民間投資を活性化させるための税制措置については通常年度の税制改正から切り離して前倒しで発表されました。この後、秋の臨時国会にて法案が提出されて成立するかどうかが決まります。

民間投資の活性化を促していくためには、税制での支援だけでは限界があることから、産業競争力強化法（仮称）と対応させた税制措置が講じられることとなっています。主な改正内容としては、①民間投資の活性化、②ベンチャー投資促進税制、③事業再編促進税制、④所得拡大促進税制などが挙げられます。具体的には、以下のようになっています。

項目		改正案の内容											
① 民間投資の活性化	生産性向上設備投資促進税制	<p>青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法に規定する生産性設備で一定の規模以上の設備等を取得等して事業の用に供した場合には、次の取得等の日の区分に応じ特別償却と税額控除(法人税額の 20%を限度)との選択適用ができることとされます。</p> <p>なお、中小企業者等については、法人税の他に法人住民税及び法人事業税について適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得等した日</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.同法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合</td> <td>取得価額－普通償却額＝特別償却(100%償却)</td> <td>取得価額の 5%(建物及び構築物については、3%)</td> </tr> <tr> <td>ロ.平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した場合</td> <td>取得価額の 50%(建物及び構築物については、25%)</td> <td>取得価額の 4%(建物及び構築物については、2%)</td> </tr> </tbody> </table>			取得等した日	特別償却	税額控除	イ.同法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合	取得価額－普通償却額＝特別償却(100% 償却)	取得価額の 5% (建物及び構築物については、 3%)	ロ.平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した場合	取得価額の 50% (建物及び構築物については、 25%)	取得価額の 4% (建物及び構築物については、 2%)
	取得等した日	特別償却	税額控除										
	イ.同法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合	取得価額－普通償却額＝特別償却(100% 償却)	取得価額の 5% (建物及び構築物については、 3%)										
	ロ.平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した場合	取得価額の 50% (建物及び構築物については、 25%)	取得価額の 4% (建物及び構築物については、 2%)										
試験研究費の増加額に係る税額控除	<p>青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の 30%(増加割合が 30%未満の場合には、増加割合)の税額控除ができることとされ、適用期限も 3 年間延長されます。</p> <p>なお、中小企業者等については、法人税及び法人住民税について適用されます。</p>												
②ベンチャー投資促進税制	<p>青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画(仮称)の認定を受けたものが、投資事業有限責任組合を通じてベンチャー企業の株式等を取得した場合において一定の期間内(注 2)の各事業年度末に有するその株式等の帳簿価額の 80%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金算入できることとされます。この準備金は、翌事業年度に全額取り崩して益金算入され、每期洗い替えされることとなります。</p> <p>(注 1)上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用されます。</p> <p>(注 2)一定の期間内とは、投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内をいいます。</p>												

③事業再編促進税制	<p>青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定事業再編計画(仮称)について認定を受けたものが、積立期間内(注2)に同法に規定する特定株式等(注3)を取得した場合において、その取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金算入できることとされます。この準備金は、翌事業年度以後5年間で均等に益金算入されます。(注1)上記の措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。(注2)積立期間とは、特定事業再編計画の認定を受けた日から10年を経過する日(特定会社が同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日)までの期間をいいます。(注3)特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含む。)又はその特定会社に対する貸付金に係る債権をいいます。</p>																								
④所得拡大促進税制	<p>雇用者の給与が増加した場合の税額控除制度(増加額の10%を控除)について、現行では5%以上の増加割合が要件ですが、次の適用年度の区分に応じ次のとおりとされ、適用期限も2年延長(平成30年3月31日まで)されます。</p> <table border="1" data-bbox="432 797 1501 1055"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>増加割合の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.平成27年4月1日前に開始する適用年度</td> <td>2%以上</td> </tr> <tr> <td>ロ.平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度</td> <td>3%以上</td> </tr> <tr> <td>ハ.平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度</td> <td>5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	適用年度	増加割合の要件	イ.平成27年4月1日前に開始する適用年度	2%以上	ロ.平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度	3%以上	ハ.平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度	5%以上																
適用年度	増加割合の要件																								
イ.平成27年4月1日前に開始する適用年度	2%以上																								
ロ.平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度	3%以上																								
ハ.平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度	5%以上																								
⑤事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減	<p>産業競争力強化法に規定する事業再編計画・特定事業再編計画・中小企業承継事業再生計画の認定(同法の施行日から平成28年3月31日まで)を受けた認定事業者がこれらの計画に基づく組織再編等を行った際の登録免許税の税率も以下のように軽減されます。</p> <table border="1" data-bbox="432 1229 1501 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>(適用税率)</th> <th>(本則税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社設立又は増資</td> <td>0.35%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>合併による設立又は増資</td> <td>0.01%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>(上記合併による純増部分)</td> <td>0.35%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>分割による設立又は増資</td> <td>0.5%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>法人等設立にかかる不動産移転</td> <td>1.6%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>合併による不動産移転</td> <td>0.2%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>分割による不動産移転</td> <td>0.4%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>		(適用税率)	(本則税率)	株式会社設立又は増資	0.35%	0.7%	合併による設立又は増資	0.01%	0.15%	(上記合併による純増部分)	0.35%	0.7%	分割による設立又は増資	0.5%	0.7%	法人等設立にかかる不動産移転	1.6%	2%	合併による不動産移転	0.2%	0.4%	分割による不動産移転	0.4%	2%
	(適用税率)	(本則税率)																							
株式会社設立又は増資	0.35%	0.7%																							
合併による設立又は増資	0.01%	0.15%																							
(上記合併による純増部分)	0.35%	0.7%																							
分割による設立又は増資	0.5%	0.7%																							
法人等設立にかかる不動産移転	1.6%	2%																							
合併による不動産移転	0.2%	0.4%																							
分割による不動産移転	0.4%	2%																							

上記改正案の中で目新しいものは、ベンチャー投資促進税制と事業再編促進税制となりますが、これは株式等へ新規投資時の課税を繰延べする制度です。資金繰りがタイトになりがちな投資時の税負担が軽減されますので、計画的な利用を検討されるとよいと思われます。

ただし、いずれも産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受ける必要がありますので、認定を受けるための要件及び手続き等について今後の同法案の動向に注視する必要があります。

[担当：野口 健一]